（仮訳）

ロシア連邦大統領令

特定の有価証券登録の暫定的手順について

アメリカ合衆国および同国に加わった外国国家および国際機関がロシア連邦市民およびロシア法人に対する制限的措置の導入をめざして行う非友好的でかつ国際法に反する行為に鑑みて、ロシア連邦の国益の保護およびその財政的安定性の保障を目的として、かつ連邦法2006年12月30日付第281-FZ号「特別経済措置および強制措置について」、2010年12月28日付第390-FZ号「安全について」および2018年６月４日付第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置について」にのっとって、以下を決定する：

１．有価証券の名義上の保有者が、それに対する権利をS型証券口座に登録する際に、有価証券保有者名簿（以下、名簿）に名義上の保有者のS型個別口座を開設するためおよびそうした個別口座に有価証券を振り替えるための行為を実行するべき有価証券の種類、カテゴリー（タイプ）はロシア連邦中央銀行理事会の決定により決められるものと定める。

２．自らの寄託者のS型証券口座に有価証券に対する権利を登録する有価証券の名義上の保有者は、本令第１項に定める行為をロシア連邦中央銀行理事会の決定によって定められる手順と期限で実行する。

３．名簿管理人は、本令第２項に定める有価証券の名義上の保有者に対し、名簿に名義上の保有者に対するS型個別口座を、ロシア連邦中央銀行理事会の決定によって定められる手順と期限で開設する。ロシア連邦中央銀行理事会の決定がある場合、名簿管理人は、そうした個別口座を上記とは別の有価証券の名義上の保有者に対して開設する。

４．名簿における名義上の保有者のS型個別口座の取扱い条件は、ロシア連邦中央銀行理事会の決定によって定められる。

５．本令の実行に際しての名簿管理人、有価証券名義上の保有者および証券集中保管機関の活動に対する要求事項は、ロシア連邦中央銀行理事会の決定によって定められる。

６．ロシア連邦中央銀行理事会は：

a）本令を実行するために必要な決定を採択する；

b）2025年12月21日まで（同日を含む）までに証券集中保管機関に開設された名義上の保有者の証券口座に有価証券を振り替える手順を定める。

７．本令に定めるロシア連邦中央銀行理事会の決定は、ロシア連邦中央銀行が定める手順により公布されるものとする。

８．ロシア連邦中央銀行に本令適用の諸問題に関する公式な解説を行う権利を付与する。

９．本連邦法はそれが公布された日をもって発効し、2025年12月31日まで（同日を含む）まで有効となる。

ロシア連邦大統領　V.プーチン

モスクワ、クレムリン
2024年10月２日
第840号